

Ⅶ 日常業務上ぶつかる悩みと看護の倫理

1 悩んだり直面したこと

日常業務上、悩んだり直面するであろうと思われる18の質問項目を設定し、「あなたは以下のような場面で悩んだりしますか。また実際に直面したことがありますか」という問いに、「悩む」「直面した」という回答欄にそれぞれ○をつけてもらった。

「悩む」と回答した比率が最も高い項目は、「自分の能力を超える仕事をしなければならず、自分

の知識や技術に自信が持てないがやらなければならないとき」46.2%であった。回答者の年齢別にみると年代が若いほうが「悩む」と答えている比率が高い（統計表第211表）。また「直面した」と回答した比率が最も高い項目は、「医師の指示が対象者（患者）にとって最善ではないと感じるが、それを医師に伝えることができなかつたり、その指示に従わなくてはならないとき」49.6%であった（表17）。

表17 日常業務上悩んだり直面したこと

(%)

	質 問 項 目	悩 む	直面した
倫理的 原則	対象者（患者）のニーズを満たすことが他の対象者（患者）のニーズに相反すると感じるとき（例：感染症であるという秘密を守るべきか、他者へ感染予防のため情報を公開したほうがよいか）	40.3	32.0
	同僚の判断やケアが適当ではないと感じるが、その事実を指摘できなかつたり、黙認しなくてはならないとき	37.9	44.1
	医師の指示が対象者（患者）にとって最善ではないと感じるが、それを医師に伝えることができなかつたり、その指示に従わなくてはならないとき	39.5	49.6
	特定対象（患者）の「VIP待遇」のように、対象者（患者）に平等な対応ができないとき	30.4	28.4
	病院など自分が勤める組織の極端な営利的経営方針に抵抗を感じるが従わなくてはならないとき	31.6	26.1
	プラシーボ（偽薬）の使用に関わらなくてはならないとき	16.2	32.5
倫理的 権利	治験や臨床研究などを行う際に、必ずしも対象者（患者）の利益になっていないと感じるが関わらざるをえないとき	26.4	15.0
	対象者（患者）が自分の診断名や治療法などを知りたいということが守られていないと思われるがそれに答えられないとき	38.5	48.3
倫理的	自分の能力を超える仕事をしなければならず、自分の知識や技術に自信が持てないがやらなければならないとき	46.2	48.9
	人手があれば実施する必要のない抑制をしなくてはならないとき	30.7	36.3

義務	実習中の看護学生・生徒に業務の一端を担わせていると感じたとき	21.8	14.5
	看護学生・生徒が行った援助技術によって、対象者（患者）に精神的・肉体的負担が生じたと思われるとき	30.6	23.4
倫理的忠誠	対象者（患者）のプライバシーや秘密が守りきれいなと感じるがどうにもならないとき	37.3	22.3
	対象者（患者）もしくはその家族が虐待をする、あるいは虐待をされているがその解決への介入や援助を拒否されたり、介入や援助をすることに困難を感じる時	35.7	16.0
	医療事故の処理過程で、事実と反する証言などをしなくてはならなかったり、真実を伝えられないようなとき	28.6	5.3
ライフサイクル	臓器移植などの先進医療や出生前診断—人工妊娠中絶といった「人為的な生命の操作」に関する行為に関わるとき	26.5	9.6
	ターミナル期に行われている治療やケアが対象者（患者）にとって最善ではないと感じるが、状況の改善ができないとき	40.3	37.0
	体重のコントロールや禁煙など、自分自身が管理できていないことを対象者（患者）に指導しなくてはならないとき	27.1	27.3

***調査項目について**

J. E Thompson (ペンシルバニア大学看護学部教授)らの『倫理問題を明確化する分類の方法』を参考にし、以下のような5つのカテゴリーにもとづき倫理的な問題を含み17の場面を設定。さらに医療従事者の自己管理の問題として1つの場面を追加した。

「悩む」と「直面した」というように回答欄を2つに分け、「悩む」では倫理的に問題があると感じるかどうかを把握し、「直面した」では倫理的に問題がある場面の経験について把握することを目的とした。

「倫理問題を明確化する分類」

①倫理の原則に関する問題（最も基本的な原則）

- ・患者及び専門職従事者の自己決定権の問題（自律の原則）
- ・善と害（善行の原則・無害の法則）
- ・正義と公正さ
- ・真実の告知（誠実）
- ・インフォームド・コンセント
- ・QOL

②倫理的権利に関する問題（倫理的に認められる個人の権利）

- ・プライバシーの権利
- ・自分自身・自分の身体におこる事柄を決める権利（自己決定）
- ・医療を受ける権利
- ・情報を提供される権利（インフォームド・コンセント、医療記録にアクセスする権利）
- ・ケア提供者を選ぶ権利
- ・生きる権利・死ぬ権利
- ・子供の権利

③倫理的義務・責務に関する問題（医療者が果たすべき責任と義務）

- ・個人の尊厳
- ・決断・行為について責任をとること
- ・専門職としての能力を維持すること
- ・専門的実践において情報提供した上での判断の訓練をすること
- ・専門職としての標準的な治療技術やケア技術を適用することや、進歩させること
- ・専門職としての知識基盤を作るための活動に参加すること
- ・能力的に低いあるいは非倫理的、非合法的な実践からクライアントを守ること
- ・公衆のヘルスニードに答える努力をすること
- ・政策の作成に参加すること
- ・違法な医療行為をしないこと
- ・適切な技術や知識のもとに医行為を行うこと

④倫理的な忠誠に関する問題

- ・専門職同士の関係
- ・医療者と患者の関係
- ・医療者と患者の家族との関係
- ・被雇用者としての責務
- ・決定者は誰か

⑤ライフサイクルに関する問題（生命の定義と生殖の倫理）

- ・避妊と不妊
- ・遺伝子操作と胎芽移植
- ・人工妊娠中絶（生命の始まりはいつか）
- ・新生児の安楽死
- ・未成年者の性的関係
- ・不足している医療資源の割当て
- ・ライフスタイル
- ・安楽死

図29 日常業務で悩んだり直面した場面での対応

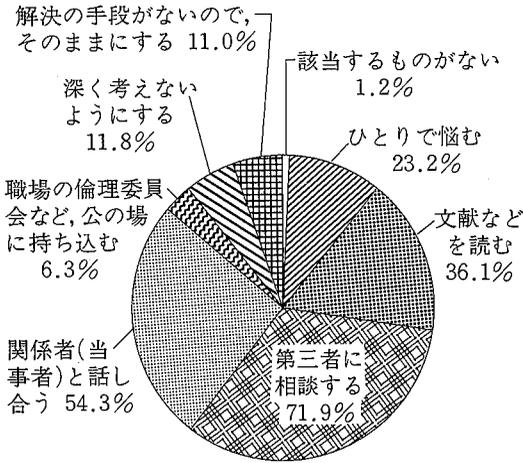
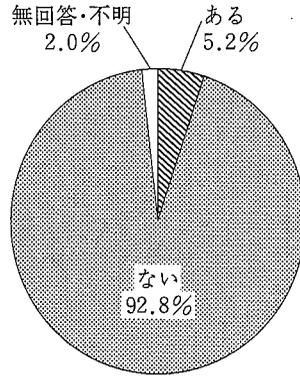


図30 「看護婦の倫理規定」を活用したこと



2 日常業務で悩んだり直面した場面での対応

「表17のような場面で悩んだとき、どのような対応をしますか」という質問では、該当するものをすべて答えてもらった。最も比率が高いのが「第三者に相談する」で71.9%、ついで「関係者(当事者)と話し合う」54.3%、「文献などを読む」36.1%、「ひとりで悩む」23.2%、「深く考えないようにする」11.8%、「解決の手段がないので、

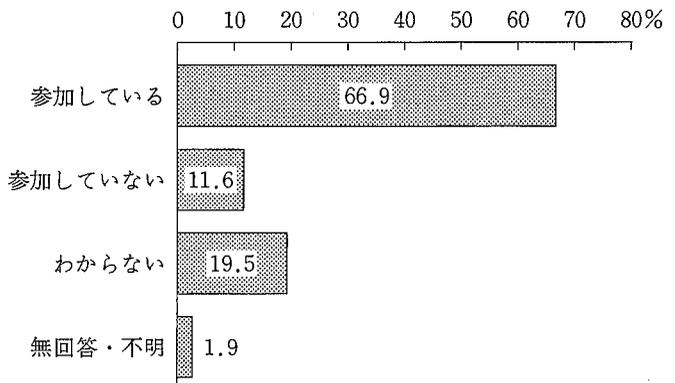
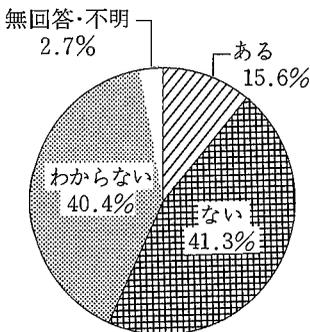
そのままにする」11.0%、「職場の倫理委員会など、公の場に持ち込む」6.3%、「該当するものがない」1.2%の順である(図29)。

3 看護職の倫理

(1) 日本看護協会が発行している「看護婦の倫理規定」を活用したこと

「日本看護協会が発行している『看護婦の倫理規定』を活用したことがありますか」という質問に、「ある」5.2%、「ない」92.8%、「無回答・不

図31 倫理委員会の有無と看護職の参加



明」2.0%と、「ない」という回答が圧倒的に多い
(図31)。

(2) 倫理委員会及びそれに準ずるもの

「あなたの職場には倫理委員会及びそれに準ずるものはありますか」という問いに対して、回答は「ある」15.6%、「ない」41.3%、「わからない」40.4%、「無回答・不明」2.7%であった。さらに「ある」と回答している中で、看護職員がメンバーとして参加している比率を見ると、「参加している」66.9%、「参加していない」11.6%、「わからない」19.5%、「無回答・不明」1.9%となった(図31)。職場に倫理委員会がある比率は低いが、

倫理委員会がおかれている職場には看護職が参加している比率が高い。

(3) 看護に関する倫理の問題を検討する場や機会の有無

「あなたの職場には看護に関する倫理の問題を検討する場や機会を持っていますか」と尋ねた。看護に関する倫理の問題を検討する場や機会を「持っている」16.7%、「持っていない」47.6%、「わからない」31.9%、「無回答・不明」3.8%となった(統計表第231表)。「倫理委員会及びそれに準ずるものの有無」と同様、職場内で倫理問題を検討する場や機会は少ない。